

令和 3 年度

豊田市内部統制評価報告書審査意見書

令和 4 年 8 月 2 4 日

豊田市監査委員

豊監発第399号

令和4年8月24日

豊田市長 太田稔彦様

豊田市監査委員

大谷哲也

金子芳樹

三江弘海

鈴木章

令和3年度豊田市内部統制評価報告書審査意見の提出について

地方自治法第150条第5項の規定に基づき、当委員の審査に付された令和3年度豊田市内統制評価報告書について、意見を提出します。

令和3年度豊田市内部統制評価報告書審査意見書

1 審査の対象

地方自治法第150条第5項の規定に基づき、市長から審査に付された令和3年度豊田市内部統制評価報告書について、同法の定めるところにより審査を実施した。

2 審査の方法等

審査は、豊田市監査基準に準拠し、市長から送付を受けた次に掲げる書類に基づき実施したほか、関係職員から直接説明を受けるとともに、必要な聴き取りを行った。期間は、令和4年7月14日から8月16日まで実施した。

- ① 令和3年度豊田市内部統制評価報告書
- ② その他説明のために提出された関係書類

また、審査に当たっては、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを着眼点にして実施した。

3 審査の結果及び所見

令和3年度豊田市内部統制評価報告書について審査した結果、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められた。

今回、キャッシュレス決済を伴う歳入歳出事務について、領収書の即時発行は法令に適合していない状態となっていた事案や、所属管理の公印の保管及び適切な使用について、関係例規に規定されているルールが適切に周知されていないため、各所属によって対応のばらつきがあり、公印管理が不適正となっている事案が、重大な不備として報告された。不適正となっている事案については、報告書に記載のとおり早急に是正されたい。

また、内部統制のあるべき姿は、将来的に、市民の福祉の増進を阻害するおそれがある事案について、未然に防止する仕組みを業務遂行のプロセスに組み込むことにより、前もって対策を講じ、リスクの発現を最小化することにある。そのため、内部統制の体制を整備し、それを基に運用し、その運用状況・結果を点検し、必要な改善を行うというPDCAサイクルを常に回しながら実施されることを望む。